

アーティスト・イン・レジデンスさいたま事業実施業務
仕様書

1. 業務委託名

アーティスト・イン・レジデンスさいたま事業実施業務

2. 履行場所

アーツカウンシルさいたま（以下「ACさいたま」という）が指定するさいたま市内の会場。ただし、提案内容に応じ、業務受託者と相談の上、決定します。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月9日（日）までの間で制作・公開までの必要な期間（滞在期間は、最低10日以上とします）

4. 業務内容

(1) 業務内容

次に掲げる各号に伴う業務を行ってください。

- ① さいたま市内における滞在、制作、試作・試演
- ② 本業務における関係者との調整
- ③ 制作中、試作・試演における市民への公開
- ④ 本業務終了時における記録作成及び完了報告
- ⑤ 上記①から④を実施するために必要な業務
- ⑥ その他、ACさいたまと協議の上、必要と認められる業務

(2) 滞在場所、制作場所、試作・試演場所

原則として次に掲げる各号の場所すべてを使用し、滞在、制作、試作・試演を行ってください。ただし、事業内容等により滞在、制作、試作・試演の場所、時期について、ACさいたまと相談の上、決定します。

① 滞在（制作）場所（予定）

施設名：space845

住 所：〒339-0013 埼玉県さいたま市岩槻区大口 639-1

Web サイト：<https://space845.tumblr.com/>

滞在可能人数：概ね10名

その他：美術制作、展示等に使用できます。

② 制作（稽古）場所（予定）

施設名：NPO法人アート応援隊 岩槻校舎（2階教室）

住所：〒339-0031 埼玉県さいたま市岩槻区飯塚 50

Web サイト：<https://sites.google.com/view/artoentai/artoentai>

公式 Youtube：<https://www.youtube.com/@npo2907>

※部屋の様子がご覧いただけます。

その他：演劇、ダンス等に使用できます。また、床はPタイル張りです。

③ 試作・試演場所（予定）

事業内容、試作・試演方法等に応じ、さいたま市内の使用可能な会場を AC さいたまと相談の上、決定します。

（3）その他

- ①本業務において制作した作品等は、本業務終了後、引き取っていただきます。
- ②滞在場所、制作場所、試作・試演場所は原状復帰していただきます。
- ③マスコミ各社からの取材申し込みがあった場合、可能な限り協力をお願いします。
- ④社会情勢または受託者の責めに帰すことが出来ない事由により中止または延期の可能性が発生した場合は、都度協議の上、決定します。
- ⑤受託者及び本業務に係る出演者、スタッフ等の健康保険、傷害保険等は受託者の責任において必要に応じ加入をお願いいたします。AC さいたまは保険加入等に関する義務は負いません。
- ⑥本事業に係る広報物作成時などについては、クレジットに AC さいたまのロゴ及び本事業名を加えてください。なお、クレジットに加える内容の詳細については、契約締結後ご連絡します。
- ⑦本業務中において、市民や地域の人々と交流を図ってください。
- ⑧滞在場所、制作場所、試作・試演場所の費用については、業務委託契約に基づき AC さいたまが負担します。
- ⑨滞在場所における生活費については、受託者負担となります。

5. 受託に必要な要件

- （1）日本語による意思疎通ができること。
- （2）「3. 履行期間」において滞在、制作、試作・試演まで行えること。
- （3）受託者含む、関係者の健康状態が良好であること。
- （4）政治・宗教・営利・反社会的活動を目的としない事業であること。また、公序良俗に反しない事業であること。

6. 業務報告

(1) 提出物

本業務終了後、次に掲げる書類等を電子メールにて提出してください。

- ①実績報告書
- ②業務実施中及び成果が分かる写真、動画等
- ③そのほか、AC さいたまが必要と認める書類

(2) 提出の形式

前項の提出する書類等の形式については、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、PDF、JPEG、PNG、MP4、AVI 等 Microsoft Windows における一般的なアプリケーションを用いて確認可能な形式にて提出してください。

7. 検査

業務が完了した時は、「6. 業務報告 (1) 提出物」を提出し、AC さいたまの検査を受けていただきます。

8. 委託料の支払い

- (1) 業務が完了し、「7. 検査」の上、受託者からの請求をもって支払います。
- (2) 支払いの額は、事業完了後、一括で支払います。
- (3) 業務委託費には、源泉徴収税、消費税、地方消費税及び復興増税等を含み、業務委託締結額を支払います。

9. 著作権

作品の著作権は著作者に帰属します。ただし、アーツカウンシルさいたまの事業における印刷物及びプロモーションに係る広報として本業務の記録写真や映像等を使用します。

10. その他

- (1) 業務受託中において、業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受託者に負担していただきます。
- (2) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、AC さいたまと受託者が協議の上、決定します。